インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
関係府省庁連絡会議
設置要綱

令和７年８月
関係府省庁申合せ

１　昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向にかんがみ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点について、関係府省庁が緊密に協力して検討する体制を確保し、必要な政策決定を行うため、インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　会議の構成員は、次のとおりとする。ただし，議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議　長	こども家庭庁成育局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省総合教育政策局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
	経済産業省商務情報政策局長

３　会議の庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

４　前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。